

無線 LAN ビジネスガイドライン

(案)

平成 2 5 年〇月〇日

総務省総合通信基盤局

目次

1. はじめに

1.1 ガイドライン制定の背景及び目的	… 3
1.2 用語	… 4
1.3 本ガイドラインの見直し	… 5

2. 公衆無線 LAN サービス提供に当たっての法令上の留意事項

2.1 事業開始等の際の法令上の手続	… 5
2.1.1 総論	… 5
2.1.2 電気通信事業法に基づく登録又は届出が不要なもの	… 5
2.1.3 電気通信事業法第 9 条の登録が必要なもの	… 6
2.1.4 電気通信事業法第 16 条第 1 項の届出が必要なもの	… 7
2.1.4.1 一般的な届出	… 7
2.1.4.2 地方公共団体による届出	… 8
2.2 電気通信設備関連事項	… 8
2.2.1 登録事業者の留意事項	… 8
2.2.2 届出事業者の留意事項	… 9
2.2.3 端末設備等規則に関する留意事項	…10
2.3 個人情報の保護及び通信の秘密の保護	…10
2.3.1 個人情報の保護に関する事項	…10
2.3.2 通信の秘密の保護に関する事項	…11
2.4 その他	…12
2.4.1 変更に係る手続	…12
2.4.2 廃止に係る手続	…13
2.4.3 提供条件の説明	…13
2.4.4 苦情等の対応	…13
2.4.5 その他	…14

3. 利用者との関係における留意事項

3.1 利用者への適切な情報提供	…14
3.2 利用者の安心・安全な利用のための留意事項	…15
3.2.1 適切な情報セキュリティ対策	…15
3.2.2 利用者への周知・啓発	…15
3.2.3 フィルタリングについて	…16
3.3 オフロードの取組を進める携帯電話事業者の留意事項	…17
<u>4. 利用しやすい無線 LAN とするための留意事項</u>	
4.1 5GHz 帯の利用促進	…17
4.1.1 アクセスポイント側の対応	…18
4.1.2 利用者端末側の対応	…18
4.2 アクセスポイントの設置等	…18
<u>5. 大規模災害発生時に備えた留意事項</u>	
5.1 各事業者等において推奨される対応	…19
5.2 各事業者等による事前の検討・準備が望ましい事項	…19
5.3 災害対策として無線 LAN ビジネス推進連絡会で 検討・対応が期待される事項	…20
<u>6. 地域活性化、ビジネス活性化に向けた無線 LAN 活用における留意事項</u>	…21
<u>7. アクセスポイントの設置場所となる店舗等オーナーの留意事項</u>	…21
別添1 公衆無線 LAN サービスの提供における個人情報の保護及び 通信の秘密の保護について	…22
別添2 無線 LAN アクセスポイントを置く店舗等のオーナーに 知っておいていただきたいこと	…26
参考資料1 参照条文	…29
参考資料2 問い合わせ先	…45

1. はじめに

1.1 ガイドライン制定の背景及び目的

近年、無線 LAN 機能を搭載したモバイル端末、特にスマートフォンやタブレット端末の飛躍的な増加とともに、無線 LAN を利用する機会が増えてきている。

携帯電話事業者は、増大する移動通信トラフィックについて、携帯電話ネットワークの設備増強等を行うとともに、無線 LAN など携帯電話回線以外に迂回させる対策(オフロード)を積極的に進めており、既に数十万に上る公衆無線 LAN アクセスポイントを整備している。

また、公衆無線 LAN は、近年、公衆無線 LAN サービスを主たる事業とする事業者のほか、携帯電話事業者やFTTHサービスを提供する事業者がサービスを提供したり、一般の店舗や商店街、自治体が公衆無線 LAN 環境を提供したりするなど、様々な提供主体によるサービス提供によって活況を呈している。

こうした状況の中、本ガイドラインは、平成 24 年 7 月に公表された「無線 LAN ビジネス研究会報告書」¹の提言に基づき、公衆無線 LAN サービスを提供する事業者等の円滑な事業展開及び利用者が安心・安全なサービスを楽しむことができる環境づくりに資するため、公衆無線 LAN サービス提供者が事業運営を行うに際し留意すべき事項や望ましい事項等を明らかにしたものである。

本ガイドラインの全体的な構成としては、項目 1.(本項目)においてガイドライン制定の背景及び目的等を説明し、項目 2.として、電気通信事業の登録・届出の可否及び公衆無線 LAN サービスの提供に当たって法令上遵守すべき事項を解説し、項目 3.以降は、利用者への適切な情報提供、適切な情報セキュリティ対策、5GHz 帯の利用促進、アクセスポイントの設置、大規模災害発生時の対応など、公衆無線 LAN サービスの提供に当たって留意すべき事項・対応が望まれる事項をそれぞれ紹介している。また、別添・参考資料として、ガイドライン本文に対応した関連資料等も加えている。

本ガイドラインの主な対象者としては、公衆無線 LAN サービスを電気通信事業として提供している者及び無償又は本来業務に付随する形で提供している者(提供することを検討している者を含む。)を想定している。また、一部の記載については、店舗等のオーナーとして電気通信事業者に無線 LAN アクセスポイントを設置させている者も対象としている。

なお、本ガイドラインは以上を踏まえて策定したものであるもので、新たな規制や制度の導入を意図するものではない。

¹ http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban04_03000093.html

1.2 用語

本ガイドラインにおける用語は、それぞれ以下の意味において使用するものとする。

用語	意味
無線 LAN	広義では「無線を使って構築される LAN」を指すが、本ガイドラインにおいては、IEEE(米国電気電子学会)802 委員会の IEEE802.11 グループで標準化された伝送規格等を用いるものであって、特に 2.4GHz 帯又は 5GHz 帯の周波数帯の電波を使用するものを指す。
公衆無線 LAN アクセスサービス	利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される電気通信設備(その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。)を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務であって、無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号)第 49 条の 20(第 4 号を除く)で定める条件に適合する無線設備を用いて公衆向けに提供されるものを指す。
公衆無線 LAN サービス	上記の公衆無線 LAN アクセスサービスの他、無線 LAN アクセスポイントのみを設置して電気通信事業として利用者にサービスを提供する形態(無線 LAN アクセスポイントからインターネットへの接続点までの間の通信は直接媒介しないが、他事業者の電気通信回線設備を用いることで結果的に利用者にインターネット接続を可能とするもの)や、無償又は本来業務に付随する形で同様のサービスを提供する形態を含んだ概念を指す。
事業者	電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。)第 9 条による登録又は第 16 条第 1 項の届出により電気通信事業として公衆無線 LAN サービスを提供する者を指す。
事業者等	上記の事業者に加えて、無償又は本来の業務に付随する形で公衆無線 LAN サービスを提供する者を含んだ概念を指す。

1.3 本ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、現在展開されている無線 LAN ビジネスを前提として策定したものであるので、今後のビジネスモデルの変化等を踏まえて、適宜その内容を見直すことがある。

2. 公衆無線 LAN サービス提供に当たっての法令上の留意事項

2.1 事業開始等の際の法令上の手続

2.1.1 総論

無線 LAN アクセスポイント(以下「AP」という。)を設置して、利用者に公衆無線 LAN サービスを事業として提供する場合は、原則として事業法第9条の登録又は同法第16条第1項の届出が必要となる。

AP を設置して公衆無線 LAN サービスを提供することを検討している者の参考となるように、公衆無線 LAN サービスの提供が登録又は届出を要しない場合(そもそも電気通信事業に該当しない場合を含む。)、事業法に基づく登録又は届出が必要となる場合について、以下それぞれ紹介する。

本ガイドラインではあくまで無線 LAN に関する記載のみに留めるため、事業法に基づく登録・届出の詳細については「電気通信事業参入マニュアル」²及び同マニュアル[追補版]³を適宜確認されたい。また、事業法上必要となる手続について疑義がある場合は、参考資料2に記載のある各地域を管轄する総合通信局等に適宜相談されたい。

2.1.2 電気通信事業法に基づく登録又は届出が不要なもの

AP 等を設置して、利用者に公衆無線 LAN サービスを提供する場合であっても、以下に該当する場合は、事業法に基づく登録又は届出の手続は不要である。

(1) 本来の業務に付随して公衆無線 LAN サービスを提供する場合

例えば、喫茶店オーナーが、来店者が利用できるよう店内に AP を設置する場合は、本来の業務(飲食物の提供)に付随したサービスの提供を行っているものととらえられることから、事業法に基づく登録又は届出を不要としている。なお、この場合は、そもそも「電気通信事業ではない」という整理である。

²

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/japanese/misc/Entry-Manual/TBmanual02/entry02.pdf

³

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/japanese/misc/Entry-Manual/TBmanual02/entry02_01.pdf

(2) 基本的に対価を得ずに公衆無線 LAN サービスを提供する場合

対価としての利用料等を得ずに公衆無線 LAN サービスを提供する場合は、「電気通信事業を営む」ことに該当しないため、登録・届出ともに不要である(事業法第 2 条参照)。

例えば、商店街の各店舗等が、「商店街の活性化」や「観光客の利便性向上」など集客を目的として、AP を商店街各店舗内に設置し、無償で電気通信役務を提供する場合は、本件に該当する。

ただし、利用者から電気通信役務の提供に関する対価は得なくても、広告収入等がある場合は、「電気通信事業を営む」ことに該当するとして登録・届出が必要な電気通信事業となることが電気通信事業参加マニュアル[追補版]に記載されている。

(3) 無線 LAN ルーターを購入した者同士が相互に無料で無線 LAN を利用できるコミュニティを形成し、一のコミュニティメンバーが、自ら所有するルーターのアクセスポイント機能を他のコミュニティメンバーに開放する場合

この場合、他のコミュニティメンバーが利用するサービスは、当該一のコミュニティメンバーではなく、コミュニティ形成型の無線 LAN サービスを提供するために対応無線 LAN ルーターを販売等している事業者が提供しているものであり、コミュニティメンバー自身は登録・届出不要である。

2.1.3 電気通信事業法第 9 条の登録が必要なもの

APを設置して、利用者に公衆無線 LAN サービスを事業として提供する場合において、以下に該当する場合は、事業法第 9 条の登録が必要となる。

(1) AP に加えて、AP までの電気通信回線設備(アクセス回線)を設置するものであって、次の基準のいずれかに合致するもの。(電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。)第 3 条第 1 項参照)

- ①「端末系伝送路設備の設置区域が一の市町村の区域を超える」場合
- ②「中継系伝送路設備の設置区域が一の都道府県の区域を超える」場合

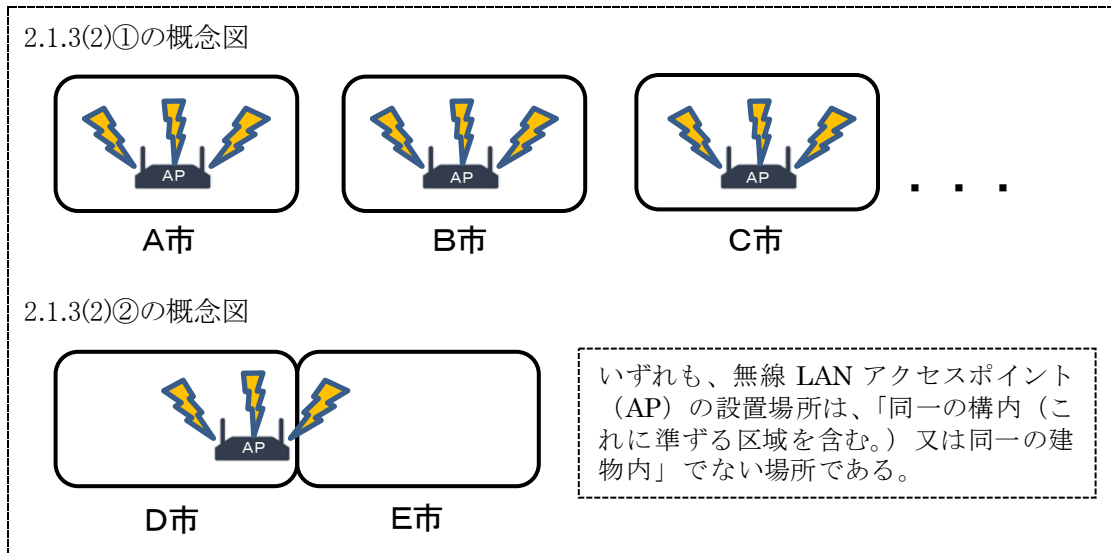
(2) AP のみを事業法第 52 条第 1 項で規定するところの「同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は同一の建物内」でない場所に設置する場合であって、以下に合致するもの。(下記「図(2.1.3 電気通信事業法第 9 条の登録が必要なもの (2) 関連)」参照)

- ① AP の個々の設置区域が一の市町村の区域を超えない形態で、複数(2以上)の市町村に設置するもの
(個々の AP で見れば、登録を要する電気通信事業の基準である上記「端末系伝送路設備の設置区域が一の市町村の区域を超える」場合に該当しないが、一の者が当該形態の AP

を複数(2以上)の市町村に設置する場合は登録を要する。)

- ② AP の個々の設置区域が一の市町村の区域を超える形態で設置するもの(上記「端末系伝送路設備の設置区域が一の市町村の区域を超える」場合に該当)。

図(2.1.3 電気通信事業法第9条の登録が必要なもの(2)関連)



2.1.4 電気通信事業法第16条第1項の届出が必要なもの

2.1.4.1 一般的な届出

APを設置して、利用者に公衆無線LANサービスを事業として提供する場合において、以下に該当する場合は、事業法第16条第1項の届出が必要となる。

- (1) APに加えて、APまでの電気通信回線設備を設置するものであって、登録を要する電気通信事業の基準(2.1.3(1)①及び②)のいずれにも合致しないもの
- (2) APのみを事業法第52条第1項で規定するところの「同一の構内^{*}(これに準ずる区域内を含む。)又は同一の建物内」に設置するもの⁴⁵
- (3) APのみを事業法第52条第1項で規定するところの「同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は同一の建物内」でない場所に設置する場合であって、一の市町村の区域内のみに、個々の設置区域が当該一の市町村の区域を超えない形態で設置するもの

※参考 「同一の構内」の範囲

⁴ この場合、APは端末設備として位置付けられ、電気通信回線設備(端末系伝送路設備)とはならない。当該APのみを複数の市町村に設置しても、登録を要する電気通信事業の基準である「端末系伝送路設備の設置区域が一の市町村の区域を超える」場合に該当しないため、登録の対象とはならない。

⁵ 自ら設置する電気通信設備がAPのみであって、外部との通信回線を通じて外部との通信の用に供されない場合は、事業法第164条第1項第2号による適用除外となり、届出は不要である。

「同一の構内」の範囲には、いわゆる公衆地下街等多数の者が出入りし、また、社会通念上一つの区域と考え難いものは除かれる。すなわち、土地構造上一体と観念される空間であっても、様々な最終目的地へ向かう不特定かつ多数の通行者が往来する経路点に該当する場所であるなど屋外の公道に近い性格を有している場合は「同一の構内」には該当しない。

「同一の構内」に該当するものの例

コンビニエンスストア内、ゲームセンター内、商店街・公衆地下街の各店舗内、博物館・美術館、ホテル内、県庁・市役所内、カフェ・レストラン内、雑居ビル内、マンション内、大学キャンパス(これらに付随する駐車場を含む。)

「同一の構内」に該当しないものの例

空港内、鉄道駅構内、地下鉄駅構内、商店街アーケード、公衆地下街

2.1.4.2 地方公共団体による届出

営利を目的としない電気通信事業を行う地方公共団体は、その電気通信事業が内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が比較的大きいものとして施行規則第60条で以下のとおり定める電気通信役務を提供する電気通信事業に該当する場合は、その旨を総務大臣に届け出なければならない(事業法第165条第1項)。

- ①電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供する電気通信役務⁶
- ②卸電気通信役務(上記①に該当するものを除く)

この届出をした地方公共団体は、事業法第16条第1項の規定による届出をした電気通信事業者とみなされる。(同条第2項)

2.2 電気通信設備関連事項

2.2.1 登録事業者の留意事項

事業法第9条の登録を受ける場合(すなわち、上記2.1.3(1)又は(2)のいずれかに該当する場合)には、事業法第41条にいう「電気通信回線設備を設置する電気通信事業者」に該当することとなるため、次の義務を負うこととなる。

- (1) 電気通信設備の技術基準の適合性の維持(事業法第41条)

⁶ 例えば、地方公共団体が管理する建物内(庁舎、公民館、図書館等(付随する土地を含む。))。ただし、県営の空港内や市営の地下鉄駅構内等は除く。)のみで提供するなど、不特定かつ多数の者の通信の用に供する電気通信役務に該当しない場合には、事業法第165条第1項の届出は不要である。

電気通信事業の用に供する電気通信設備について、総務省令(事業用電気通信設備規則)で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

(2) 電気通信設備の自己確認の届出(事業法第 42 条)

上記(1)のとおり技術基準に適合することについて、その電気通信設備の使用を開始する前に、事業者が自ら確認し、その結果について総務大臣に届け出なければならない。

(3) 管理規程の届出(事業法第 44 条)

電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため、上記(1)の対象となる電気通信設備について、施行規則第 29 条に掲げる事項に係る管理規程を定め、電気通信事業を開始する前に、総務大臣に届け出なければならない。

(4) 電気通信主任技術者の選任(事業法第 45 条)

上記(1)の対象となる電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項を監督させるため、総務省令(電気通信主任技術者規則)で定めるところにより、関係の事業場ごと(業務区域が一の都道府県の区域を超える電気通信事業者は、それに加えて、事業用電気通信設備を設置する都道府県ごと)に、適切な電気通信主任技術者を選任するとともに、遅滞なく総務大臣に届け出なければならない。ただし、①他の事業場の電気通信主任技術者が常に速やかに到達でき、②障害時に予備設備への切替等の応急措置が直ちに行われることになっており、③業務上必要な事項が容易に連絡できるよう措置されているとともに、④巡視、点検及び検査の結果が報告される等、監督する上で支障が生じないように措置されている事業所については、他の事業場の電気通信主任技術者をもって兼務させることができる。(同規則第 3 条第 2 項及び平成 22 年総務省告示第 49 号)

2.2.2 届出事業者の留意事項

事業法第 16 条第 1 項の届出を行う場合であって、上記 2.1.4.1(2)に該当する場合には、上記 2.2.1 に示した各々の義務を免れることとなる。つまり、自己確認の届出、管理規程の届出、電気通信主任技術者の選任等の必要はない。

ただし、上記 2.1.4.1(1)又は(3)に該当する場合には、電気通信回線設備を設置する事業者として、これらの義務を負うこととなる。(この場合において、上記 2.2.1(1)の対象となる電気通信設備の設置の範囲が一の市町村の区域を超えず、利用者の数が 3 万未満であるときには、一定の要件を満たす者の配置をもって電気通信主任技術者の選任に代えることができる。配置したときは遅滞なくその旨を総務大臣に報告しなければならない(電気通信主任技術者規則第 3 条の 2 第 1 項及び第 3 項))

2.2.3 端末設備等規則に関する留意事項

上記2.1.4.1(2)に該当する場合、電気通信回線設備に無線LAN機器を接続するためには、端末機器の技術基準適合認定等を取得する(又は接続先の電気通信事業者の接続の検査を受ける)必要がある。また、2.1.3(1)及び2.1.4.1(1)において、無線LAN機器を電気通信事業の用に供する端末設備として用いる場合、当該機器は、端末設備等規則の該当条項を満たす必要がある。(事業用電気通信設備規則第37条)

2.3 個人情報の保護及び通信の秘密の保護

電気通信事業は、通信の秘密と直接かかわる事業であって極めて高い公共性を有しており、また、そこで取り扱われる個人情報を保護する必要性は大きい。公衆無線LANサービスを提供する事業者等は、このことを認識して業務を行う必要がある。

以下、個人情報の保護及び通信の秘密の保護について公衆無線LANサービスを提供する際に留意すべき事項を述べるが、より具体的な事例としては別添1を参照されたい。

公衆無線LANサービスを提供する者は、別添1も参考にしつつ、適切にサービスを提供しなければならない。

2.3.1 個人情報の保護に関する事項

公衆無線LANサービスの提供を通じて取得した利用者情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。「個人情報保護法」という。)及び電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン⁷(平成16年総務省告示第695号。「個人情報保護ガイドライン」という。)の規定を踏まえ、適切な対応を行う必要がある。具体的には、電気通信サービスを提供するために必要な場合に限り、個人情報を取得するものとし(個人情報保護ガイドライン第4条)、その利用の目的をできる限り特定するとともに(個人情報保護ガイドライン第5条)、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないこと(個人情報保護ガイドライン第6条)などが求められる。また、プライバシーポリシーをあらかじめ定めて公表し遵守するとともに(個人情報保護ガイドライン第14条)、原則としてあらかじめ本人の同意を得ないで個人情報の第三者提供をしないこととされている(個人情報保護ガイドライン第15条)ことに十分配慮する必要がある。

個人情報保護ガイドラインは、電気通信事業を行う者に対し、個人情報保護法を踏まえ、個人情

⁷ http://www.soumu.go.jp/main_content/000134579.pdf

報の適切な取り扱いについてできるだけ具体的な指針を示すものであるので、無線 LAN サービスを提供する事業者等は、事業の推進に当たり個人情報の取扱いに疑義が生じた場合は、適宜当該個人情報保護ガイドラインを参照することが望まれる。

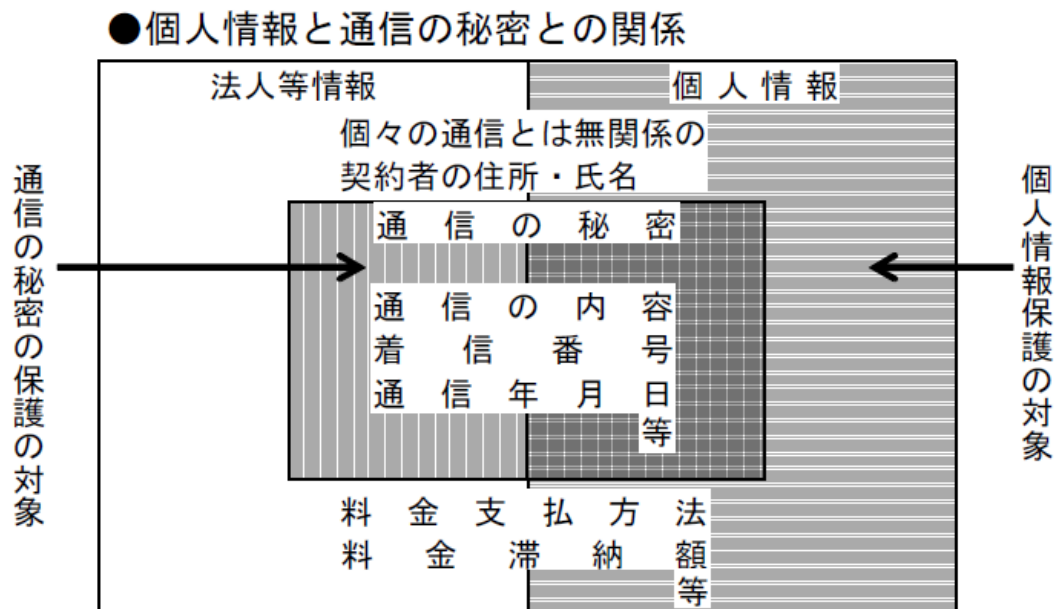
2.3.2 通信の秘密の保護に関する事項

公衆無線 LAN サービスを提供する電気通信事業者は、個人情報の取扱いのほかに通信の秘密保護についても適切に対応することが求められる。

事業法では、憲法第 21 条第 2 項の規定(通信の秘密の保護)を受けて電気通信事業者の取扱いに係る通信の秘密の保護を規定している(事業法第4条第1項)。通信の秘密を侵害した場合には罰則が適用され、電気通信事業者が秘密を侵した場合にはその刑が加重されている(事業法第 179 条)。

また、電気通信事業者の業務の方法が「通信の秘密」の確保に支障があると認められるときは、総務大臣が業務改善命令を発動することもある(事業法第 29 条第1項第1号)。

なお、通信の秘密と個人情報の対応関係についてはおおよそ以下のとおりとなる(下記図参照)。



出典：電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（解説編）

「通信の秘密」の範囲は、個別の通信に係る通信内容のほか、個別の通信に係る通信当事者の氏名、発信場所、通信日時、通信量やヘッダ情報等の構成要素、通信の存否の事実、通信の個

数なども含む広範なものである。また、通信の秘密を侵すとは、通信当事者以外の第三者が積極的意思をもって秘密を「知得」しようとするもののほか、第三者にとどまっている秘密そのものを他人が知り得る状態におくこと（「漏えい」）及び発信者・受信者の意思に反して自己又は他人の利益のために用いること（「窃用」）も、それぞれ独立して秘密を侵すことに該当する。

通信当事者の同意⁸なく通信の秘密に該当する情報を利用することは、違法性阻却事由がある場合⁹を除き許されないことになっている。

2.4 その他

2.4.1 変更に係る手続

(1) 登録電気通信事業者の場合

事業法第9条の登録を受けた者は、登録の際に申請書に記載した事項のうち、以下の事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。

- ① 業務区域
- ② 電気通信設備の概要

ただし、施行規則第6条各号に定める軽微な変更該当する場合又は氏名、名称及び住所等の変更の場合は、変更登録ではなく、その旨を遅滞なく届け出ることです（事業法第13条第1項及び第4項）。

なお、事業法第13条第1項の規定に違反して、変更登録を受けずに上記①及び②の事項を変更した者は、200万円以下の罰金に処される（事業法第186条第1号）。また、事業法第13条第4項の規定に違反して、変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処される（事業法第193条第1号）。

(2) 届出電気通信事業者の場合

事業法第16条第1項の届出をした者は、届出の際に届出書に記載した事項のうち、以下の事項を変更しようとするときは、総務大臣に届け出なければならない。

- ① 業務区域
- ② 電気通信設備の概要（電気通信事業の用に供する電気通信設備として端末系伝送路設備又は中継系伝送路設備を設置する場合に限る。）

また、氏名、名称及び住所等の変更の場合は、変更後遅滞なくその旨を届け出なければならない（事業法第16条第2項及び第3項）。

⁸ 「個別」かつ「明確」な同意が必要とされている。単にホームページ上で周知しているだけでは、「個別」かつ「明確」な同意があったとはみなされないことに注意する必要がある。

⁹ 刑法（明治40年法律第45号）上の「正当業務行為」（第35条）、「正当防衛」（第36条）又は「緊急避難」（第37条）が成立する場合

なお、事業法第 16 条第 2 項の規定に違反して、氏名、名称及び住所等の変更の届出をせず又は虚偽の届出をした者は 10 万円以下の過料に、同条第 3 項の規定に違反して、上記①及び②の事項の変更の届出をせず又は虚偽の届出をした者は 50 万円以下の罰金に、それぞれ処される(事業法第 193 条第 1 号及び第 187 条第 1 号)。

2.4.2 廃止に係る手続

登録、届出の違いにかかわらず、電気通信事業の全部又は一部を休止又は廃止したときは、その旨を遅滞なく、総務大臣に届け出る必要がある(事業法第 18 条第 1 項)。この規定に違反して届出をせず又は虚偽の届出をした者は、30 万円以下の罰金に処される(事業法第 188 条第 1 号)。

また、電気通信事業の全部又は一部を休止又は廃止するときは、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものに該当しない限り、利用者に対してその旨を周知しなければならない(事業法第 18 条第 3 項)。

2.4.3 提供条件の説明

登録又は届出により電気通信事業として公衆無線 LAN アクセスサービスを提供する者は、利用者と契約を締結等しようとするときは、料金その他の提供条件の概要について説明しなければならない(事業法第 26 条)。

当該説明は、契約の締結が行われるまでの間に、以下の事項について行わなければならない(施行規則第 22 条の 2 の 2)。

- (1) サービスを提供する電気通信事業者の氏名又は名称
- (2) サービスを提供する電気通信事業者の連絡先(電話番号、電子メールアドレス等)、電話による連絡先の場合は、苦情及び問い合わせに応じる時間帯
- (3) 提供する電気通信役務の内容(電気通信役務の種類及び品質、提供を受けることができる場所など)
- (4) その利用者に適用される、電気通信役務の提供に関する料金、その他の経費
- (5) 料金等の減免をするときは、当該減免の実施期間その他の条件
- (6) 契約の変更又は解除の連絡先及び方法 等

2.4.4 苦情等の対応

登録又は届出により電気通信事業として無線 LAN アクセスサービスを提供する者は、提供するサービス等に関する利用者からの苦情及び問い合わせについて、適切かつ迅速にこれを処

理しなければならない(事業法第 27 条)。

2.4.5 その他

電気通信事業の全部の譲渡しや、電気通信事業者について合併・分割・相続があった場合は、原則として事業譲受人や合併存続法人が電気通信事業者の地位を承継する。このような場合、電気通信事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない(事業法第 17 条)。

その他、電気通信事業者には、利用の公平(=不当な差別的取扱いの禁止)など法律により課されている義務が存在するので、法令等に基づく適切な事業運営が求められる。

3. 利用者との関係における留意事項

3.1 利用者への適切な情報提供

登録又は届出により電気通信事業として公衆無線 LAN サービスを提供する者は、利用者と契約を締結等するときは、料金その他の提供条件の概要について説明しなければならない(2.4.3. 提供条件の説明 参照)。事業者は、そのサービスを提供する AP 毎の情報セキュリティ対策の有無、情報セキュリティ対策が取られているのであればその方式(WEP、WPA 又は WPA2)に関する情報を利用者に提供することが適当である。また、公衆無線 LAN サービスは、提供事業者や AP の設置場所の違いにより、バックホール回線(光回線、WiMAX 等)の構成、情報セキュリティの程度等に違いが見られる。無線系バックホール回線の拡大により、公衆無線 LAN のサービス品質(速度、情報セキュリティ等)が利用者にとって分かりにくくなっている面があるため、公衆無線 LAN サービスを提供する事業者等においては、公衆無線 LAN のサービス品質について、できる限り利用者が知りうるよう努めることが望ましい。事業者から利用者に対する情報提供は、公衆無線 LAN サービスを実際に利用する際に行うことがより効果的であることから、事業者のホームページや利用申込時の Web 画面、パンフレット等だけでなく、例えば利用の際の画面表示等により行うことも考えられる。具体的な情報提供の方策については、事業者等間の自主的な枠組みである「無線 LAN ビジネス推進連絡会」¹⁰において検討することが期待される。

さらに、事業者が公衆無線 LAN サービスを提供する際に、端末の画面表示により、サービスの提供主体が誰であることを明示し、どのようなサービスを提供するかを利用者に周知等する方法や、事前に利用者から個別かつ明確な同意を得るべき事項等がある場合のその同意の取得方法等についても、無線 LAN ビジネス推進連絡会において、利用者への情報提供・周知等の標

¹⁰ 「無線 LAN ビジネス研究会」報告書の提言を受けて、企業・団体など多様な関係者が無線 LAN を巡る諸課題に自主的に取り組む場として、平成 25 年 1 月 31 日に発足した。(http://www.wLAN-business.org/)

準的な方法(モデル)を検討することが期待される。公衆無線 LAN サービスを提供する事業者は、無線 LAN ビジネス推進連絡会における当該検討を踏まえ、利用者への適切な情報提供・周知等することが望まれる。

事業者による上記取組に加えて、電気通信事業としてではなく、例えば来店者に対して無償で公衆無線 LAN サービスを提供する者等についても、利用者に対して、その利用の前に、料金は無料である旨を明確に通知したり、期待できる最大伝送速度や情報セキュリティ対策として取られている措置の情報を利用者が十分に理解できるような環境を整えれば、より利用しやすいサービスになると考えられる。

3.2 利用者の安心・安全な利用のための留意事項

3.2.1 適切な情報セキュリティ対策

無線 LAN の利用に際して適切な情報セキュリティ対策がなされていない場合、利用者は通信内容の傍受や改ざんといった情報セキュリティ上の脅威にさらされることとなる。また、AP が悪質な書込み、コンピュータウイルスの配布等に利用されるなど、安心・安全な通信環境が阻害されるおそれがある。

そのため、公衆無線 LAN サービスの提供に当たっては、利用者の保護及び安心・安全な通信環境の確保の観点から、WPA 又は WPA2 といった安全性の高い暗号化及び認証の情報セキュリティ方式に対応した AP を設置すること、重要な情報をやりとりする場合は SSL¹¹により暗号化されていることを確認するように利用者に対して周知することなど、適切な情報セキュリティ対策を講ずることが望ましい。

3.2.2 利用者への周知・啓発

無線 LAN は、コンピュータウイルス感染等のインターネット利用における情報セキュリティ上の脅威一般に加え、有線と比較して傍受等が容易な無線を利用することに起因する脅威にもさらされている。これらの情報セキュリティ上の脅威について対策を怠ることは、安心・安全な情報通信利用環境を阻害し、利用者のみならず、公衆無線 LAN サービスを提供する事業者にも不利益をもたらすこととなる。

したがって、公衆無線 LAN サービスを提供する事業者は、自らが情報セキュリティ対策に関する取組を積極的に実施することに加え、利用者に対し無線 LAN 利用における情報セキュリティ上の脅威、情報セキュリティ対策の必要性及び具体的方法等に関する啓発を行うことにより意識

¹¹ SSL (Secure Socket Layer) とは、信頼できるウェブサイトやサーバとの間で、データを暗号化して送受信する方法。SSL が使われていることは、URL が「https」からはじまっていることや、パソコンやスマートフォンのブラウザに「鍵マーク」が表示されることで確認可能。

を向上させるとともに、利用者が情報セキュリティ対策を取りやすい環境整備を行うなど、サービスを提供する事業者側における対策と利用者側における対策を車の両輪として推進していくことが重要である。

総務省では、一般利用者が安心して無線 LAN を利用するために、利用者のリテラシーや重要度に応じた段階別の対策等を総合的に示した手引書「一般利用者が安心して無線 LAN を利用するために」¹²を策定・公表している(平成 24 年 11 月 2 日)。本手引書では、一般利用者が最低限取るべき情報セキュリティ対策として「無線 LAN 情報セキュリティ対策の 3 つの約束」を提示するなど、平易な表現で取りまとめているため、利用者に対する周知啓発活動において参考にするなど、本手引書を積極的に活用することが期待される。

3.2.3 フィルタリング¹³について

インターネット接続役務の提供に関する契約数が5万を超える電気通信事業者は、役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフト又はフィルタリングサービス(以下この項において、「フィルタリングサービス等」という。)を提供しなければならない(「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」第 18 条、同法律施行令第 2 条)。したがって、本規定に基づき、求めに応じてフィルタリングサービス等を提供する義務を負う無線 LAN 事業者は、利用者から求められた場合は速やかな提供が可能となるように、あらかじめ準備しておく必要がある。

スマートフォンは、従来の携帯電話と異なり、携帯電話事業者のネットワークと無線 LAN のどちらを経由してもインターネットに接続可能であることから、利用者にとっては従来の携帯電話事業者のネットワーク側におけるフィルタリングだけでは対応が不十分であり、端末側におけるフィルタリングが有効である。そのため、スマートフォンからの無線 LAN の安心・安全な利用を確保するには、青少年がスマートフォンを使用する場合は、無線 LAN 機能そのものを on/off 設定する機能制限アプリのほか、無線 LAN 利用の際にも有効なフィルタリングサービス等を利用することが望まれる。

一方、上記規定に基づき義務を負う無線 LAN 事業者は、具体的にフィルタリングサービス等を提供する際は、公衆無線 LAN サービスのオプションとして自ら提供したり、青少年有害情報フィルタリングソフトを提供するサイトを紹介するなど、利用者端末側でフィルタリングが行われること

¹² http://www.soumu.go.jp/main_content/000183224.pdf

¹³ 有害サイトへのアクセスや有害アプリの起動を制限するサービス。インターネットのサイトやアプリを一定の基準により「表示・起動してよいもの」(子ども向けの健全なものなど)と、「表示・起動を制限するもの」(出会い系やアダルト関連のものなど)に分け、子どもに不適当なものについてはアクセス・起動ができないようにする機能。

を第一に考えることが望まれる¹⁴。なお、こうした対応が困難である場合には、利用者から求められた場合に備えネットワーク側でフィルタリングサービスが提供可能となるようにあらかじめ準備しておくことが必要である。

このような、スマートフォンに必要となるフィルタリングが従来の携帯電話と異なる点について、利用者・保護者の理解は十分とは言い難い現状にあるため、関係事業者の連携により、フィルタリングサービス等を利用者・保護者が正しく理解して利用できるよう、リテラシーの向上を図ることや、利用者・保護者の声を吸い上げることで具体的な改善点を見出すなど更なる改善に取り組むことが望まれる。

3.3 オフロードの取組を進める携帯電話事業者の留意事項

携帯電話事業者は、ネットワーク設備の増強、ヘビーユーザに対する対応、周波数利用効率の高いLTEの開始などにより、増大する移動通信トラフィックへの対応を進める中で、無線LANを活用して携帯電話回線以外に移動通信トラフィックを迂回するオフロードに積極的に取り組んでおり、数十万局の公衆無線LANアクセスポイントを設置している。これらの携帯電話事業者の設置するAPは、日本全体における公衆無線LANアクセスポイントの相当の割合を占める現状にあることから、携帯電話事業者は、APの整備や公衆無線LANアクセスサービスの提供において、電波の輻輳等に配慮したAPの整備を進めることやユーザへの提供条件等に関する情報提供に一層努める等、自ら適切な取組を進めることが利用者利益に適うことになることを十分認識する必要がある。

また、携帯電話事業者は、オフロードの取組を進める中で、自営無線としての無線LANを利用している者を含めて、他の無線LAN利用者の利便性の低下を招かぬよう配慮していく必要がある。

4. 利用しやすい無線LANとするための留意事項

4.1 5GHz帯の利用促進

無線LANが使用する周波数帯のうち、2.4GHz帯においては電波の輻輳(混雑)等が生じることが増えているため、これからは、屋内利用限定の帯域はあるものの2.4GHz帯に比べ利用可能なチャンネル数が多く、同一エリアにおいて多くのAPを共存させることが可能な5GHz帯の利用を促進することが重要である。

¹⁴ 端末により状況は異なるが、有害サイトへのアクセス制限に加えて、有害アプリの起動制限も実現できることが理由である。

また、5GHz帯における次世代高速無線LAN規格であるIEEE802.11ac¹⁵に対応した機器の普及が本格化することが見込まれており、5GHz帯の利用促進においては、このような新しい技術を活用する視点も重要である。

5GHz帯の利用を促進するためには、AP側と利用者端末側双方の対応が必要となるが、それぞれについて、今後関係者においては以下の観点からその役割に応じた取組を進めることが望まれる。

4.1.1 アクセスポイント側の対応

事業者等は、今後APを新規に導入又は更改する機会を捉えて、2.4GHz帯だけでなく5GHz帯にも対応したデュアルバンド対応のAPの導入を検討することが適切と考えられる。

また、APは、IEEE802.11グループにおいて検討されている次世代無線LAN規格が実用化された場合に、ソフトウェアの更新やモジュールの追加等により、AP自体を交換することなく対応できるものであると望ましいと考えられる。

2.4GHz帯の輻輳(混雑)は、特に多数のAPが設置してある繁華街で多く発生していると考えられることから、各事業者においては、繁華街に設置しているAPに電波の輻輳(混雑)が認められる場合は、5GHz帯にも対応したAPの導入を検討することが望まれる。

4.1.2 利用者端末側の対応

利用者端末側については、デュアルバンド対応チップの低廉化等により、今後自ずと5GHz帯にも対応した端末の普及が進んでいくと見込まれるが、各事業者においては、ユーザに対して、より高速・快適な無線LANサービスの利用が可能である5GHz帯対応端末の利点を積極的に周知等することが期待される。

4.2 アクセスポイントの設置等

APの設置は、公衆無線LANサービスを提供する各事業者等が自由に行うことが基本であるが、駅、空港、繁華街等の人が多数集まる場所(以下「パブリックスペース等」という。)においては、電波の輻輳等に配慮してAPを設置していくことが重要である。その場合は、適切なチャンネル配置や置局設計等を推進していくことが有効であり、APを設置する事業者間で協調・連携し

¹⁵ IEEE802.11acの概要は、5GHz帯の無線LANにおいて①チャンネル帯域幅の40MHz幅から80MHz・160MHz幅への拡大、②MIMO(Multiple-Input and Multiple-Output:複数のアンテナを組み合わせてデータ送受信の帯域を広げる無線通信技術)による空間多重伝送の拡大、③変調多値数の増加(64QAM(Quadrature Amplitude Modulation:直交振幅変調)から256QAM)であり、①～③の技術要素を組み合わせることで、伝送速度1Gbps～3.6Gbpsを実現するものである。平成25年3月の電波法関連省令等の改正により、日本国内でもIEEE802.11ac(Draft)に対応する無線LAN対応製品が使用可能となった。

ていくことが望ましい。

具体的な事業者間の協調・連携の方策については、無線 LAN ビジネス推進連絡会において検討されることが望まれる。

また、パブリックスペース等においては、物理的には1つの AP で複数の事業者の公衆無線 LAN サービスの提供を可能とする「共用型アクセスポイント」が、電波の輻輳対策の有効な手段となると考えられる。各事業者はパブリックスペース等に AP を設置する場合には、できる限り共用型アクセスポイントの活用を進めていくことが望まれる。

5. 大規模災害発生時に備えた留意事項

5.1 各事業者等において推奨される対応

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、避難所等において無線 LAN が有効な通信手段として機能したことが評価されている。震災においては、多くの被災者がインターネットへのアクセス手段を求めた中で、無線 LAN はアクセス手段として有効に活用されたことが認められるため、今後も大規模災害発生時における通信手段の1つとして積極的な活用を図っていくことが期待される。

東日本大震災においては、事業者による独自の取組として、公衆無線 LAN サービスを自社のユーザに限定することなく無料開放した事例や、避難所、コミュニティセンター、学校、仮設住宅に無料で公衆無線 LAN 環境を提供した事例が見られた。どのような取組を行うかは、各事業者等の自主的な判断によるが、今後も大規模災害発生時には公衆無線 LAN サービスを自社ユーザに限定することなく無料で開放する等の措置を講ずることが推奨される。

大規模災害に対応した措置を講ずる基準として、どの程度の規模の災害を対象とするかについては、現時点において必ずしも明確な基準を有していない事業者等が多いと考えられる。一口に大規模災害といってもその内容は様々であり、被害の規模や社会に与える影響も異なることから、事前に、かつ一律に無料開放等の明確な基準を定めることは困難であり、仮に基準を定めたとしても、かえって各事業者等の柔軟な対応を阻害することも想定される。したがって、各事業者等が内規でこのような基準を定めることを妨げるものではないが、当面は、災害の規模等を勘案して事業者等が個別に当該災害に対応する措置について判断していくことも考えられる。

5.2 各事業者等による事前の検討・準備が望ましい事項

大規模災害の発生に備えて、各事業者等において事前に検討・準備しておくことが望ましい事項としては例えば以下のものが挙げられる。

- (1) 災害に対応した措置を実施する際の周知方法
- (2) 公衆無線 LAN サービスを無料で開放する際の AP の運用方法
- (3) 災害発生から、それに対応した措置を開始するまでの目安となる時間

(1)については、東日本大震災発生後の被災地への情報伝達手段が極めて限られた状況の中で、被災者に無料開放等の措置の実施及びその内容を広く周知するために苦労したとの経験談もあることから、平時及び災害時における周知についてマスメディア、インターネットサイト、SNS 等のどのような媒体を用いるか等を検討し、方針を定めておくことが重要であると考えられる。

(2)については、各事業者等が自らも被災した中で無料開放の措置を講ずる可能性もあることに留意しつつ、社内等でどのような体制を構築して無料開放を行う AP の運用を行っていくか等について、検討・準備しておくことが望ましい。

(3)については、大規模災害に対応した措置の提供が速やかであるほど、被災者にとって有益になるとの観点から、措置を講ずるまでの目安となる時間を事前に検討しておくことが適切と考えられる。

なお、各事業者がこれらの項目を事前に検討・準備するに当たっては、無線 LAN ビジネス推進連絡会が、その活動の中で災害対応として検討・公表する事項も適宜参考とすることが望ましい。

5.3 災害対策として無線 LAN ビジネス推進連絡会で検討・対応が期待される事項

各事業者等の個別の取組に加えて、無線 LAN ビジネス推進連絡会(以下「連絡会」という。)において、大規模災害に対応した先進的な取組(ベストプラクティス)や課題について情報を共有したり、当該連絡会を通じて今までの事業者等の取組を整理・公表したりすることも有効と考えられる。

さらに、連絡会においては、事業者等が事前に検討・準備しておくことが望ましい災害に対応した措置の周知・運用方法等(5.2 各事業者等による事前の検討・準備が望ましい事項 参照)について、事業者間等で連携・協調が可能な部分があれば、課題等を抽出の上、方針を定めるなど、連絡会として災害対策の自主的なルールを定めること等が期待される。

なお、上記の取組のほか、連絡会の検討対象として考えられる事項としては、東日本大震災の経験を踏まえ、以下のような例が考えられる。

- (1) 大規模災害発生時における、国内外からの多数の救援者に関する以下の事項
 - ・被災地で利用可能な無料の公衆無線 LAN サービスに関する有効な情報提供方法
 - ・救援者が見つけやすい、推奨される災害用の統一 SSID の使用等

- (2) 被災者等へのより有効な情報提供の観点から、大規模災害発生時に公衆無線 LAN サービスを無料開放する際に、端末が接続された時に最初に表示することが推奨される画面
- (3) 災害時における避難所としての役割も期待されている学校や公民館等の公的施設について、災害時を想定した無線 LAN 整備の在り方、具体的な利用手順の整理、それらを扱える人材の確保・育成等の方策

6. 地域活性化、ビジネス活性化に向けた無線 LAN 活用における留意事項

無線 LAN は、AP を通じた店舗等の情報配信やクーポンの発行による商店街の集客力向上、外国人観光客の誘致、センサーネットワークによる生産・販売・インフラ管理等の現場における情報収集・活用等、地域活性化やビジネスの活性化に向けた活用が広がっている。

無線 LAN の今後の健全な普及のためには、このような地域活性化やビジネス活性化への無線 LAN の活用について、公衆無線 LAN サービスを提供する者や、無線 LAN を活用してビジネスを行っている者を問わず、関係者間で無線 LAN 活用事例の積極的な紹介や情報共有が進められることが望まれる。

また、上述の無線 LAN ビジネス推進連絡会においては、先進的な取組について情報交換の場を提供することや、優れた取組を顕彰すること、連絡会のホームページ等において既存の取組を整理・公表することも期待される。

7. アクセスポイントの設置場所となる店舗等オーナーの留意事項

無線 LAN サービスが、利用者にとって安心・安全で、利用しやすいものであるためには、サービスを提供する事業者等に加えて、AP の設置場所となる店舗等オーナーの無線 LAN に関する理解が重要である。そのため、本ガイドラインでは、公衆無線 LAN アクセスポイントの設置場所となる店舗等のオーナーが、AP の設置等に当たって承知しておくことが望ましい事項を別添2として整理した。

店舗等に AP を設置する事業者等においても、オーナーと協議をする際には当該別添を参考にするなど、店舗等のオーナーに対する積極的な周知啓発が望まれる。

公衆無線 LAN サービスの提供における個人情報の保護及び通信の秘密の保護について

公衆無線 LAN サービスを提供する際における個人情報の保護や通信の秘密の保護について理解を深める一助とするため、本資料を作成した。公衆無線 LAN サービスを提供する者におかれては、本資料を参考として、適切なサービス提供に努められたい。

1 個人情報の保護関連

- (1) 公衆無線 LAN サービスを提供するに当たり、利用者から氏名、住所、希望するID、メールアドレスを取得し、利用者ID及びパスワードを発行する場合

「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより個人を識別することができることとなるものを含む。）」（個人情報保護法第2条第1項）をいい、生存性及び個人識別性の有無が「個人情報」該当性の要件となる。一般的に、個人情報を含む集合体であつて「特定の個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの」等の「個人情報データベース等」を事業の用に供している場合には、当該事業者は「個人情報取扱事業者」に該当する。このことから、公衆無線 LAN サービスを提供するに当たり、利用者から利用者情報を入力させるなどして、氏名、住所、メールアドレス等を取得する場合には、個人識別性を有している場合が多いため、個人情報保護法及び個人情報保護ガイドラインに基づく適切な取扱いが求められる。他方で、利用者 ID やパスワードなど、ログインに必要な識別情報については、氏名等個人識別性を有する場合もあれば、単なる数字や記号等で単体では個人識別性を有さない場合もある。不必要な個人情報の取得は避け、公衆無線 LAN サービスや当該サービスと関連するサービスの提供に真に必要なものであるかを吟味することが望ましい。

- (2) 公衆無線 LAN サービスを提供するに当たり、利用者から希望するID、メールアドレスのほか、生年月日、性別、出身地などの情報を取得する場合

上記(1)のとおり、個人識別性を有する場合には、個人情報の取得に該当することから、個人情報保護法及び個人情報保護ガイドラインに基づく適切な取扱いが求められる。

新サービスの提供のために利用者属性の記載も含めたアンケート調査を行う場合など、電気通信サービスを提供するために必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、あらかじめ本人の同意を得ることが必要であることに留意すべきである。

2 通信の秘密の保護関連

(1) 公衆無線 LAN サービスに係る利用者の通信履歴を記録・保存した場合

通信履歴は、通信の構成要素であり、事業法第4条第1項により通信の秘密の保護対象となる。したがって、これを記録・保存することも通信の秘密の侵害に該当し得る。

一方、課金、料金請求、苦情対応、自己の管理するシステムの安全性の確保その他の業務の遂行上必要な場合に、利用者の通信履歴を記録・保存することは、正当業務行為として違法性が阻却されると考えられる。

なお、通信履歴は、通信の秘密として保護されるので、裁判官の発付した令状に従う場合等、違法性阻却事由がある場合を除き、外部提供は行わないこととする。法律上の照会権限のある者からの照会に応じて通信履歴を提供することは、必ずしも違法性が阻却されないので、留意されたい。

(2) 公衆無線 LAN サービスを提供するに当たり、違法・有害情報から青少年を保護する観点から特定の通信を遮断する場合

電気通信事業者が特定の通信を遮断する場合は、以下の2つが存在する。

① 同意を得て有害情報から青少年を保護するためにフィルタリングを実施する場合

インターネット接続役務の提供に関する契約数が5万を超える電気通信事業者は、役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフト又はフィルタリングサービスを提供しなければならない(「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」第18条、同法律施行令第2条)。

フィルタリングは、保護者・利用者の同意を得たうえで一定のサイトやURLに対するアクセスを遮断等するもので、保護者・利用者側が任意で遮断内容を設定変更できる点に特徴がある。フィルタリングには、大きく分けて、利用者の端末にフィルタリングソフトをインストールする場合と、インターネット接続役務提供事業者のサーバ側でフィルタリングをかける場合がある。いずれにおいても通信の秘密の侵害となり得るため、事前の有効な同意を得ることが必要である。

② 利用者の同意を得ずに、違法サイト等への通信を遮断する場合(ブロッキング)

ブロッキングは、ユーザ側の同意を得ずに一定のサイトやURLに対するアクセスを強制的に遮断するもので、利用者が望んだとしても、その設定を変更できない点でフィルタリングと区別される。ブロッキングについてもフィルタリングと同様の理由で、通信の秘密の侵害に該当するものであり、現在、日本でブロッキングが認められているものは、児童ポルノに関し

て行うものに限定されている¹⁶ので、注意されたい。

(3) 公衆無線 LAN サービスを提供するに当たり、帯域制御を実施する場合

帯域制御とは、アプリケーションやサービス、利用者などを区別して、使用できる回線容量や通信速度等に基準を設けることでネットワーク上のトラフィックを制御しようとするをいう。

帯域制御は、電気通信事業者が通信サービスの品質確保を図る手法の一つになっているところであるが、トラフィックの増加に対しては、本来、バックボーン回線等のネットワーク設備の増強によって対処すべきであり、帯域制御はあくまでも例外的な状況において実施すべきものである。

そこで、帯域制御は一定の合理性がある場合にのみ認められる限定的な手法であることを確認するとともに、その恣意的な運用を避けるため、電気通信事業者団体による自主的なガイドラインとして、「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」が策定されている。

帯域制御の実施は「通信の秘密」に対する侵害行為に該当し得るため、一般的には、通信当事者の「個別」かつ「明確」な同意がない限り、かかる制御を実施することは許されない。この点に関して、単に契約約款に帯域制御に同意する旨の規定を設けておくだけであったり、ホームページ上で周知しているだけでは、当事者の「個別」かつ「明確」な同意があったとみなすことはできないことに注意する必要がある。¹⁷

一方、帯域制御の実施について、違法性阻却事由が認められる場合には、当事者の同意の有無に関わりなく許されることになる。このうち、正当業務行為として違法性の阻却が認められるためには、一般的には、目的の正当性、行為の必要性、手段の相当性といった要件を満たすことが必要と解される場所、「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」において具体的事例の紹介が行われているので、参照されたい。

また、帯域制御を実施する場合には、ユーザ保護の観点から、その運用方針についてあらかじめエンドユーザに十分な情報開示を行わなければならない¹⁸。

¹⁶ 児童ポルノ対策の社会的要請等を背景として、安心ネットづくり促進協議会 (<http://good-net.jp/>) に児童ポルノ対策作業部会が設置され (平成 21 年 3 月)、同作業部会において児童ポルノブロッキングと通信の秘密に関する法的問題をまとめた報告書が策定・公表された (平成 22 年 3 月)。平成 22 年 7 月には、犯罪対策閣僚会議において、ISP 等の関連事業者がブロッキングを自主的に実施することが可能となるよう対策を講ずるなどとした「児童ポルノ排除総合対策」

(<http://www8.cao.go.jp/youth/cp-taisaku/pdf/s-gaiyo.pdf>) が取りまとめられ、平成 23 年 4 月以降、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノ掲載アドレスリストに基づき、対応可能な ISP において児童ポルノブロッキングが実施されている。

¹⁷ かかる同意があったとみなすためには、例えば、新規のユーザに対しては契約の際に帯域制御に同意する旨の項目を契約書に設けて明示的に確認すること、既存のユーザに対しては個別にメールを送信して帯域制御に同意する旨の返信をもらうことといった方法が考えられる。

¹⁸ 「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」第 2 章 提供条件の説明 (法第 26 条) 関係 5 施行規則第 22 条の 2 の 2 第 3 項 (5) 第 5 号⑧参照。

※ その他、詳細については以下のガイドラインを参考にされたい。

<参考ガイドライン>

- 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン 本文(平成 23 年 11 月 2 日版)
http://www.soumu.go.jp/main_content/000134579.pdf
- 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン 解説編(平成 23 年 11 月 2 日版)
http://www.soumu.go.jp/main_content/000134578.pdf
- 電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン(平成 24 年 10 月改正版)
http://www.soumu.go.jp/main_content/000182913.pdf
- 帯域制御の運用基準に関するガイドライン(平成 24 年 3 月改定)
http://www.jaipa.or.jp/other/bandwidth/1203_guidelines.pdf
- 電気通信事業者における大量通信等への対処と通信の秘密に関するガイドライン(第 2 版
2011 年 3 月 25 日)
http://www.jaipa.or.jp/other/mtcs/110325_guideline.pdf

無線 LAN アクセスポイントを置く店舗等のオーナーに知っておいていただきたいこと

スマートフォンやタブレット端末など、無線 LAN 機能を搭載した移動通信端末の急速な普及には目覚ましいものがあり、皆様方の店舗等でも、これらの端末が利用できるように無線 LAN のアクセスポイントを設置している又は設置を検討しているところが多いと思います。

この資料では、無線 LAN アクセスポイントの設置場所となる店舗等のオーナーに、無線 LAN に関する初歩的な知識やアクセスポイントの設置に当たって注意が必要な事項を簡単に説明していますので、是非御一読ください。皆様の店舗等に来店する顧客に、より安心・安全で使いやすい無線 LAN サービスを提供する一助となれば幸いです。

1 無線 LAN 規格及び無線 LAN で使用している電波について

スマートフォンやタブレット端末等に搭載され、現在、広く使用されている無線 LAN は、IEEE (米国電気電子学会) で規格が定められたものです。その代表的な規格、使用する電波の周波数帯、最大伝送速度等の概略は以下のとおりです。

規格名	使用する周波数帯	最大伝送速度	屋外使用の可否
IEEE802.11b	2.4GHz 帯	11Mbps	可
IEEE802.11g	2.4GHz 帯	54Mbps	可
IEEE802.11a	5GHz 帯	54Mbps	5GHz 帯の一部不可
IEEE802.11n	2.4GHz 帯及び 5GHz 帯	600Mbps	5GHz 帯の一部不可

無線 LAN が使用する周波数帯のうち、2.4GHz 帯は、他の電子機器(電子レンジ、コードレス電話等)と共用になっているため、これらの機器から影響(電波の干渉)を受ける可能性があり、その影響が大きい場合は、無線 LAN の通信速度が低下したり、最悪の場合はつながらなくなったりすることも考えられます。また、2.4GHz 帯を使用する無線 LAN (IEEE802.11b、IEEE802.11g など)は、最近の急速な利用の増加等による過密利用のため、無線 LAN 相互間の輻輳(混雑)が生じやすくなっています。

一方、5GHz 帯を使用する無線 LAN は、2.4GHz 帯のみを使用するものと比べて混雑はしていないものの、一部の周波数帯は、屋内のみで使用が認められているものとなっています。

2 顧客にとって使いやすく、電波の有効利用につながるアクセスポイントの設置

複数の通信会社にアクセスポイントの設置を認めているオーナーも多いと思いますが、上記1でお示したとおり、特に 2.4GHz 帯については無線 LAN 相互間の輻輳(混雑)が生じやすくな

っているため、顧客にとって使いやすく、電波の有効利用につながる無線 LAN とするためには、以下の取組が有効です。

(1) アクセスポイントを複数設置する場合は、相互に影響が出ないようにしましょう

複数の通信会社が店内にアクセスポイントを設置する場合は、設置場所、使用周波数帯・チャンネルの選択によっては、先に設置されたアクセスポイントも含めて、つながりにくい、期待した通信速度が出ないといった問題が発生する可能性があります。

このような問題を回避するためには、後からアクセスポイントを設置する通信会社に対して、既に設置してあるアクセスポイントに支障を与えないような設置場所やチャンネル配置を要望すること等が考えられます。

(2) 5GHz 帯にも対応したアクセスポイントの利用をおすすめします

5GHz 帯にも対応したアクセスポイントは、2.4GHz 帯のみに対応したものと比べて使用可能なチャンネル数が多く、同一エリア内において複数のアクセスポイントを共存させやすい長所があります。そのため、今後アクセスポイントを新設・更改する場合は、2.4GHz 帯と 5GHz 帯の両方に対応した機器を利用することが有効です。

(3) 共用型アクセスポイントの活用を検討しましょう

共用型アクセスポイントとは、1つのアクセスポイントで複数の通信会社の無線 LAN サービスの提供を可能とするものです。

特に来店者が多く、アクセスポイントを設置している通信会社の数も多い店舗等については、電波の輻輳(混雑)を回避するための有効な対策として、この共用型アクセスポイントの活用も検討してみましょう。

3. 安心・安全な利用を確保するための情報セキュリティ対策について

(1) 情報セキュリティ対策の必要性

適切な情報セキュリティ対策が取られていない場合、無線 LAN の利用者となる顧客は、通信内容の傍受や改ざんといった情報セキュリティ上の脅威にさらされることとなります。また、アクセスポイントが悪意をもった第三者に利用され、悪質な書込み、コンピュータウイルスの配布等が行われるなど、安心・安全な情報通信利用環境を阻害する原因となります。

そのため、アクセスポイントの設置に当たっては、利用者保護及び安心・安全な情報通信利用環境の確保の観点から、安全性の高い暗号化及び認証を実現する情報セキュリティ方式に対応したアクセスポイントであることが望ましいと言えます。

(2) 情報セキュリティ対策の実施

① 通信内容の暗号化

利用者の通信内容が傍受又は改ざんされることへの対策としては、アクセスポイントに適切な情報セキュリティ方式を設定し、利用者の端末とアクセスポイントの間の通信を暗号化することが有効です。

現在、情報セキュリティ方式として、WEP、WPA及びWPA2の3つの方式がありますが、最も古い方式であるWEPによる暗号化は容易に解読されるおそれがあることから、WEPの弱点を補強したWPA又はWPA2の利用が推奨されます。

② その他の対策

無線 LAN の利用における情報セキュリティ上の脅威としては、通信内容の傍受及び改ざんの他に、同じアクセスポイントに接続している他の利用者から、アクセスポイントを経由して無断で自身の端末にアクセスされることがあります。そのため、アクセスポイントを経由した無線端末同士の通信を設定により禁止し、利用者が他の利用者の端末にアクセスすることを防止しましょう。

(3) 無線 LAN の利用者となる顧客への適切な情報提供

無線 LAN は、サービスを提供する事業者側の対策のみによって安全を確保することが困難な場合もありますので、利用者自身が必要なリテラシーを身に付け、適切な情報セキュリティ対策を講ずることが必要です。そのため、アクセスポイントを置く店舗等としても、無線 LAN の利用者となる顧客に対して、適切な情報提供に努める必要があります。

具体的には、設置しているアクセスポイントについて、情報セキュリティ対策の有無、利用可能な情報セキュリティ機能等を利用者が確認・理解できるよう、ホームページ、パンフレット、ポスター等の適宜の方法で積極的な情報提供に努めることが望まれます。

なお、店舗等のオーナーご自身の情報セキュリティに対する理解を深めていただくため、総務省が策定・公表している「一般利用者が安心して無線 LAN を利用するために」を適宜ご参照ください。同手引書では、利用者のリテラシーや重要度に応じた段階別の対策等を総合的に示すとともに、一般利用者が最低限取るべき情報セキュリティ対策として「無線 LAN 情報セキュリティ対策の 3 つの約束」を提示するなど、平易な表現で取りまとめています。